

仙台市いじめ問題対策連絡協議会議事録

○日時 令和4年8月23日（火）午後3時～5時

○場所 仙台市役所 2階 第一委員会室

○出席者 別紙名簿のとおり

○会議の概要

1 開会

2 挨拶

3 委員及び事務局紹介

- ・中学校長会の西海枝委員、教育局次長の寺田委員の欠席連絡を報告。
- ・12名の委員の出席により、仙台市いじめの防止等に関する条例第36条第2項に定める定足数を満たしていることを報告。

4 会長及び副会長の互選

- ・会長は、仙台市いじめの防止等に関する条例第35条第1項の規定により、仙台市医師会理事 森川みき氏が委員の互選により選出された。
- ・副会長は、仙台市PTA協議会顧問 高城みさ氏が互選により選出された。

5 報告・協議

○森川会長（仙台市医師会）

よろしくお願ひいたします。それでは早速、始めさせていただきます。

まず初めに、本日の会議は17時までをめどとしたいと思いますので、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

次に、公開非公開について皆様にお諮りしたいと思います。配布資料4ページ、附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱をご覧ください。本連絡協議会は仙台市におけるいじめ防止等の対策について、関係する機関や団体と情報交換をしながら、いじめ防止等を市民全体で推進することを目指し協議する場であることから、会議は公開とすることを提案したいと思います。皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）それでは本日の会議については公開とさせていただきます。

では、次第に沿って進めさせていただきます。

(1) 令和4年度の仙台市におけるいじめの防止等に関する取組について

○森川会長（仙台市医師会）

「5 報告・協議」の（1）、令和4年度の仙台市におけるいじめの防止等に関する取組について、事務局から説明をお願いいたします。

○いじめ対策推進担当課長

それでは資料1「令和4年度の仙台市におけるいじめの防止等に関する取組について」をご覧くださいと思います。新たに実施するものや、拡充したものを中心にご説明したいと思います。取組のうち、上の2つは子供未来局の所管事業、3番目以降は教育局の所管事業となっております。

初めに子供未来局の取組でございます。「1. いじめ防止等のための広報啓発」では、関係団体等のいじめ防止等に関する取組をPRするため、地元紙のオンラインニュースを活用するほか、伊達武将隊による「いじめ防止啓発動画」を新たに作成し、インターネット上で公開していきます。今年3月末に開設いたしましたポータルサイト「はじめのいっぽ」を中心とした発信に力を入れていくほか、社会全体で進めるいじめ防止の取組や、様々な相談窓口を周知するためのリーフレットなどを活用し、広報啓発に努めてまいります。

続きまして、「2. いじめ等相談支援室S-KET」では、昨年度に児童生徒や保護者から寄せられたご相談が、延べ449件ございました。引き続き、相談者に寄り添った悩みの解決に向けた支援を行ってまいります。

続きまして、教育局の取組でございます。「6. 支援体制の強化」をご覧ください。学校のいじめ対応力を強化するため、引き続きスクールカウンセラーを配置するほか、社会福祉上の諸課題の解決支援を行うスクールソーシャルワーカーを1名増員し、8名を配置しております。

続きまして「8. いじめ防止きずなキャンペーン」でございます。こちらは毎年5月と11月に展開をしております。今年度は、児童生徒の自主的な取組を支援しながら、児童会や生徒会を中心とした、学校全体によるいじめ防止の取組を実施してまいります。

資料の裏面をご覧くださいと思います。「14. さわやか相談員」については、小・中学生が気軽に相談できることから、悩みや不安、ストレスを和らげるといった役割を担っていただいております。今年度の配置は10校追加し、130校に拡充をしております。

その他、資料1に記載しております事業を推進してまいりますので、今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。今の、令和4年度仙台市におけるいじめ防止等に関する取組について、各委員からご質問やご意見などございませんでしょうか。

特にないようですので、次に進めさせていただきたいと思います。

(2) 社会全体で進めるいじめ対策の課題とこれからの取組について

○森川会長（仙台市医師会）

「(2) 社会全体で進めるいじめ対策の課題とこれからの取組について」の協議を進めて参ります。

先程事務局からの説明があったとおり、本市では、様々ないじめの防止等に関する施策に取り組まれています。また、市や学校のみならず、家庭、地域社会は、いじめが、いつでも、どこでも、いずれの子供にでも起こり得るものである、との共有の理解を持っていじめの問題に向き合い、ともに連携を図りながら、いじめの防止等の取組を確実に推進していく必要があるものと考えております。さらに、現在コロナ禍でもありますので、子供たちの不安やストレスも、なかなか解消されにくい状況で家庭や学校生活を送っているものと思われれます。

一方で、仙台市いじめ防止等に関する条例が施行されて3年が経過し、今後はより一層、市や教育委員会、学校、家庭、地域社会が、ともに対策を進めることが重要であると考えております。

本日は各委員の皆様と、それぞれの取組の中で感じている現状の課題を共有し、今後の取組に生かしていけるよう、活発な意見交換を行ってまいりたいと存じます。それでは、皆様にご発言をいただきたいと思います。事務局から事前に照会させていただいた皆様の回答を、資料2にまとめていただきましたので、こちらもお覧になりながら、大変短い時間で恐縮ですが、2分程度でのご発言にご協力ください。また、パンフレットなど資料を提出いただいた委員の皆様には、これらの資料の内容にも触れさせていただきながら、ポイントを絞ってご発言いただきたいと思います。

市内の各学校においては、これまでも様々ないじめの未然防止等の取組が行われ、家庭や地域などの連携も図られていることと思います。また、コロナ禍の行動制限が緩和されているとはいえ、依然として様々な制約があるのではないかと思います。そ

それぞれの学校の実情に応じて、保護者の方や地域の方から協力を得ながら、または児童生徒に自ら活動を考えさせるなど、先生方が工夫を凝らし、様々な取組を進めていることと思います。

実際の学校現場では、具体的にどのような課題があり、取組がなされているのでしょうか。まず最初に、小学校の取組について、早坂委員からお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○早坂委員（仙台市小学校長会）

最初ということでちょっと緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

本校のいじめ対策の取組について、簡単に3点お話いたします。

まず1点目は、未然防止についてです。未然防止についての校内研修の実施、児童が主体的に取り組む活動、家庭や地域、専門機関との連携とありますが、一番大切にしていることは、日々の授業を大切にすることです。当たり前のように、学校に求められることが肥大化し、教員が疲弊しているのも現実にあります。働き方改革で生み出した時間を教材研究や授業づくりに使い、教員が自信を持って子供たちの前で生き生きと授業することで、子供たちの「分かった、できた、もっと知りたい、明日も学校に来たい」につながると考えております。一人一人に達成感を持たせたり、活躍の場を設けたりしながら、自己肯定感を高めていくために、日々の授業を大事にするということを考えております。

2点目は早期発見についてです。アンケートの実施や、面談の実施、相談窓口の周知とありますが、一番大切にしていることは、全教職員による日々の観察と情報共有です。職員室で常に子供たちの話題が持ちきりになると管理職まで速やかに情報が上がってきます。こうしたことが初期対応に繋がります。

3点目は対応についてです。いじめ対策委員会の即時開催、保護者との対応方針の共有、継続観察と継続指導、心のケア、関係機関との連携など、速やかな対応を心掛けております。

最後に今後の取組についてです。児童の表情や会話に気づくことができるのも、教職員の心の余裕があつてこそだと考えています。心の余裕は時間の余裕からきます。教職員の心身の健康とモチベーションは、児童の安心安全に大きく関わってきます。今後も働き方改革で生み出した時間を授業づくりに使い、児童一人一人の自己実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○森川会長（仙台市医師会）

はい、ありがとうございました。大変簡潔にご発言いただきました。教職員の心のケアを含め、働き方改革が大変重要なポイントだと思います。授業に注力できるためには、職員の心のケアも重要だというようなお話だったと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、高等学校の取組について、岩井委員お願いいたします。

○岩井委員（仙台市立高等学校長会）

お手元の資料9ページを中心にお話をさせていただきます。

高校につきましては、皆様ご存知の通り、全県一区という形での入試を行っておりますので、地元だけでなく、様々な地区から生徒が集まってくるということになっております。本校につきましては、仙台市立中学校を卒業した生徒が93%以上ということで、ほとんどが仙台市立卒ということでございます。

ただ、そういった中であっても、高校で初めて出会ったり、一から人間関係を築いたりするような部分がありますので、そのあたりに特に気をつけながらやっているところではあります。

具体的には、まず「1.家庭との連携」ということに注力しております。特に「具体的な取組」の③番、入学前説明会で合格者に向けて、入学生と保護者がいらっしゃる機会を捉えて、いじめ対策等の情報提供も行っているところでございます。あとは入学してから、②番の、面談等を丁寧に実施していくこと、これは保護者とだけではなく、入学後だいたいゴールデンウィーク前ぐらいまでに、まず生徒との二者面談を終わらせたりするとか、できるだけ早い時期に行っております。

「2.地域との連携」につきましては、「具体的な取組」の①番、地域の方々に関わる機会を増やしております。特に、本校は国見にあるのですが、近隣の貝ヶ森市民センターさんで、主に文化部の生徒が成果発表を行ったり、ボランティア活動をしたりと、そういったことを通して地域の方に本校生徒を知っていただいています。また、「仙高（せんこう）の風」という地域広報誌を月1回地域等にお配りして、生徒の活動などを広く知っていただくという形で、広報啓発に努めております。③番にありますけれども、今年度から、高校につきましては全国的に「スクールポリシー」を定められました。三つのポリシーがございまして、一つは「グラデュエーションポリシー」、卒業までにこういった力を養いますということです。二つ目が「カリキュラムポリシ

一」、卒業までに培う力をどうやって、どのような学びによって行うか、というものです。そして最後に「アドミッションポリシー」、このような生徒を求めています、といったものを定めて公表しております。グラデュエーションポリシーの中に含まれている「自他を尊重する力」とか、「他者と協働する力」、「自ら考え行動する力」など、いじめ防止につながる力を育てるといった指針を明確にしております。そしてアドミッションポリシーでは、「自他を尊重した責任ある言動を取れる生徒を求めています」、と広く発信しながら、主に中学生が高校を選ぶ際に学校の取組をわかりやすく示しております。

最後の「3. 関係機関や他校との連携」ということで、すいません資料の「具体的な取組」の④が丸数字になっていませんでした。特にこの④の、入学や他校からの転入学あるいは本校から転学する場合の学校間の引継の徹底、これは中学校との情報交換やあるいは本校から転出する場合にもそういった情報を丁寧にお伝えすることもありますし、いじめにつながらないような取組をしております。

最後に、「成果や課題、今後の取組」というところに書かせていただきましたが、皆さんご承知の通り、今年度から成年年齢が引き下げになりまして、高校3年生においては、同じクラスの中、学年の中に、未成年と成年がいる、という状況になります。成年の場合、トラブルが起きた際に保護者がどう関わるかという点で、これまでと対応が変わってくるかも知れません。この先、どんなことが考えられるのか、我々も引き続き検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。保護者に対するいじめ対策の情報提供とか、地域との繋がりが、広報活動、その他大変素晴らしい取り組みだと拝聴いたしました。最後のほうに触れられた、成年年齢の引き下げというのがいじめにつながるのではないかという、今後の課題も見えたように感じました。お二人ともありがとうございました。

なお、中学校校長の西海枝委員は本日欠席となっておりますが、資料2の8ページにございます通り、事前に回答をまとめていただいております。こちらでは、生徒会が主体となって行っている学校独自のいじめ防止の標語作成やリーフレットの配布などといった、取り組み状況の紹介やご意見をいただいております。

また、教育局の寺田委員からも、資料2の12ページにございます通りのご回答と、資料9-2として、いじめに関して学校・家庭・地域で共有すべき視点を盛り込んだ、

このカラーの、資料の一番最後についている大変綺麗な『いじめ防止「学校・家庭・地域・連携シート」』をご提示いただきましたので、ぜひ後程ゆっくりご覧いただければと思います。

今年度に入り、行動制限が緩和されたことにより、感染症防止、感染対策を徹底した中でも、七夕まつりや、花火大会など、たくさんのイベントや催し物が開催されています。地域においても、夏祭りや清掃活動など様々な行事が行われ、子供たちと地域の方々との交流も戻りつつあるのではないかと思います。また、PTAとしても学校の様々な取組に協力しているかと思いますが、そのような取組を通して、先生方の熱意やお子さんの成長などを感じる場面もあるのではないのでしょうか。最近のPTAの活動状況や、家庭でのお子様の様子はいかがでしょうか。仙台市PTA協議会の取組について、高城副会長からご発言をお願いしたいと思います。

○高城副会長（仙台市PTA協議会）

資料の4ページになります。仙台市PTA協議会では、いじめ防止や子供の命を守る取組を継続して行っております。命を守る取組として、平成29年度に全児童生徒に自死防止メッセージ「大切なあなたへ」、こちら資料6の「大切なあなたへ」というものを全児童生徒に配布しております。令和元年度にも子供の命を守るメッセージのポスター・チラシを作成し、こちらも全児童生徒に配布しております。

自ら命の尊さを学び、自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに、他者を思いやり、協力する心を育成することをねらいとしております。

令和元年度からスタートした「大切なあなたへ 標語コンクール」は、親から我が子へ送るメッセージを標語にしたもので、大切に思う気持ちを、親が我が子に伝えていくことをねらいとしております。実際、コンクールで賞をとったものを、こちらに掲示させていただいております。各仙台市内の市民センターですとか、学校に送らせていただいて、各所で掲示していただいてこのコンクールを皆さんに知っていただく活動もしております。

いじめはどの子供にも起こりうるものであるとの認識を持って、いじめの未然防止に取り組むことが重要ととらえ、児童生徒をいじめに向かわせることなく、児童生徒自身がいじめをさせない、許さないといった態度・姿勢を示していくことが望まれます。自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに、他者を思いやる心にスポットを当てる事業として、篤行善行児童表彰も行っております。児童生徒の善い行いを

表彰することで、自己有用感や自己肯定感の向上にもつなげております。これらの事業を継続していくことで、たくさんの子供たちに大切な存在であることを伝えていきたいと思っております。

コロナ禍により、保護者たちの学校とのつながり、地域とのつながりが希薄になりかけてきており、P T A活動も集うことができない中での活動、これまで当たり前に行えていた活動に変化が生じてきている今、今一度、家庭・学校・地域との連携の大切さを見直し、たくさんの方々の目で子供たちを見守っていく必要があると考えております。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促していきたいと考えます。社会教育や家庭教育について保護者として学び、今後も研修の機会をP T A活動の中に取り入れていきたいと思っております。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。自己有用感や自己肯定感というのは、いじめの問題の中で、必ずそこを重要視していかなければ未然に防ぐことができないと、重要なポイントをお話いただけたと思います。また標語も、大変胸を打つもので感動いたしました。ありがとうございます。

それでは、同じく仙台市P T A協議会から、山口委員お願いいたします。

○山口委員（仙台市P T A協議会）

市P T A協議会としての取組は、今高城顧問からご説明いただいた通りですので、私からは子供たちの様子ですとか、各学校のP T Aの様子などについてお話をさせていただければと思っております。

子供たちの様子ですが、やはりコロナ禍ということではいろいろなことにストップをかけられる、友達とわいわいしたいけれども距離を保たなければいけない、などの制限がある中で、ストレスは少し溜まっているのではないかと感じます。しかし子供たちは、大人以上に順応性が高いと言いますか、戸惑いやストレスがあるものの「こういうものだ」としっかり受けとめて、新しい形の生活を受け入れているのではないかという様子も見受けられます。また、集まらないことがノーマルになってしまいますと、なかなかその集団に溶け込めないお子さんが出てきている、というお話を耳にしております。学校には行けるけども教室に入れないというお子さんが結構いるという話も、うちの学校などでは聞いております。

また、各学校のP T Aの取組については、他の団体もそうですが、コロナ禍のあお

りを受けてこの数年、活動自体がなかなかままならないという状況が続いております。それでも何とか工夫して、オンラインツールを活用したりしながら、手探りで、保護者間のつながりを途切れさせないようにと各校頑張って努力しているのも見受けられます。ですけれども、ITツールについては、スキルの問題ですとか環境の問題もありますので、学校によって差はあるかと感じております。

また、活動が止まったということは悪いことばかりではなくて、今まで前例踏襲で進めてきていたものを、一旦見直す良い機会にもなっているのは確かです。みんなですっかり考えて、今の状況にふさわしい活動にしていこう、という動きが出てきているのは、非常に良いことだと思っております。

いじめの防止やいじめ問題に対して、PTAとしてどこまで関わっていいのか、我々役員が入っていくことが良いのか悪いのかという賛否もあると思いますけれども、その点は悩むところといたしますか、まだまだ未知数だと思っております。ですから、学校や地域との関わりや連携をつなぐPTAが、パイプをしっかり作っておくことが重要なのではないかと思っております。各団体の情報共有をしっかり深めて、社会全体で子供たちを見守っていけるような環境づくりに努めなければいけないと思っております。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。大変重要な、学校と地域をつなぐかけ橋としてのPTAの取組ということでした。ありがとうございました。

それでは引き続き、PTAの取組について、仙台工業高校の佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員（仙台市立仙台工業高等学校PTA）

資料5ページになります。本校では、いじめ対策委員として複数名の先生方で組織されておりまして、子供たちからアンケートをとり、問題になる事案に関しては、PTAへ報告があり、意見を求められています。今までは、先生方で対応できている事案が多かったようで、PTAに問題としてあがってきたことはありません。

ただ、意識の違い、被害者も加害者もともに意識の違い、いじめているという意識がない、いじめられているという意識がない、気づいていないという事案も多いように思います。いじめになる前段階での対応、対策が必要で、重要になると思っております。小さなこと、気づき、見逃されているようなことに対しても、先生方だけでな

く、PTAにも意見をあげていただいて、それはいじめになるのではないかというような保護者の意見も反映されると、学校内で解決ができてよいのかなと思います。

先程もあったのですが、コロナ禍でPTAの活動をほとんど実施できていませんが、今後PTAも、いじめ対策委員ではないですが、学校に協力する委員が必要になるのではないかと考えております。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。PTAと学校とのいじめに関する情報共有という点で、個人情報に抵触しないようにするのが非常に難しい問題なのかと、今伺って感じておりました。その辺りも今後の課題として、出てくるのではないかと思います。PTAの三人の方々、ありがとうございました。

これまでご発言いただいた皆様の、教育委員会や学校、保護者の立場から先生方が大変ご苦労し、それぞれの学校の実情に応じた課題を抱えながらも、保護者の方や地域の方に協力を得て、社会全体で児童生徒が自ら考えた活動を支え、様々な取組がされていることを共有することができたと思います。ありがとうございました。

子供たちを社会全体として支えたいという一方で、児童生徒から見た場合、悩んでいたとしてもなかなか周囲の大人に相談できないということも多いのではないかと思います。そこで、臨床心理士会の取組をご紹介いただきながら、このような子供たちの心の状態や、周りの大人たちの役割などをお伺いしたいと思います。では、臨床心理士会の取組について、久保委員よろしくお願いたします。

○久保委員（宮城県臨床心理士会）

宮城県臨床心理士会の久保です。資料2の1ページをご覧ください。

現在行っていることとしまして、当会の会員延べ21名が仙台市、或いは宮城県内のいろいろな自治体の学校のいじめに関する調査委員会等の委員を務めてございます。また、先程ご紹介いただきましたけれども、仙台市においてもスクールカウンセラーが各校に配置されておりますし、県内の他の市町村でも配置されておりますが、そちらにおきまして我々の会員、大体全部で460名ぐらいおりますけれども、そのうち150名ほどがスクールカウンセラーとして務めております。

また、当会では月に1回電話の相談を行っております。こちらはいじめ問題に特化したものではございませんが、なかなか身近ではない臨床心理士と電話ができる場として設けられてございます。心の病気に関する悩み相談や、人間関係に関する悩み相

談の中には、いじめに関するものも含まれてくるところでございます。これはお子さんに特化したものはございませんが、広く市民の方にご利用いただいているものでございます。

また、資料に記載してございませんけれども、先程市のほうからご紹介いただいた「いじめ等相談支援室S-K-E-T」に心理士がおります。それは私なのですが、臨床心理士として参画しております。

今後の取組、課題についてです。これは我々の会としての課題になりますが、先程述べました各種調査委員会の委員のなり手が不足しています。スクールカウンセラーをしておりますと、どうしてもいじめと身近なところにおりますので、なかなか中立的な立場にいられないために、こうした調査委員会の委員を務めることができません。そのため、我々の会員の中でも大学教員をしている者とか、そういった方々を中心にこの調査委員を務めることとなります。どうしても人数が少ないので、同じ人がいくつもの市町村のこうした委員を務めざるをえない、大変負担が大きいというところがございます。

またいじめの問題は、認知件数が減るといったことがなかなか考えにくい問題でもございますので、こうしたいろいろな取組の成果が目に見えにくいところを、日々の様々な活動の中で難しいと感じています。

また、調査委員会に関して記載していないことに一つ触れますと、いろいろな事件、いじめ事案が起きますと調査委員会が立ち上げられて、報告書という形で出てくるのですが、やはり世の中としては「何があったのか」というところに一番注目がいくわけです。大抵その報告書の最後には提言が書いてございまして、こういったことが繰り返されないために何が必要なのかということ、心理士だけでなく弁護士の先生方なども含めて皆で考え、不幸が繰り返されないためにということが提言されているのですが、なかなかそちらが世間で注目されないという残念な事情がございます。ですので、できればそういったところに注目いただいて、特に学校の先生方には、そういったところに非常に重要な示唆が含まれているのではないかと思いますので、いろいろな形でご活用いただくような工夫ができればいいと思います。それこそ学校現場にいるスクールカウンセラーは、そういったところを積極的に学校につないでいく、広報していくようなことも必要なのではないかなと考えております。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。今のお話の中で、いじめの認知件数が減少するのが目に見えず、どういうふうにしたら効果が出ているということが認識できるのか、というのも問題かなと思って伺っておりました。ありがとうございます。

続いて関係機関の皆様には、児童生徒や保護者からこんな声が寄せられているとか、こんな様子が見られるなど取組をご紹介いただきながら、これまでの課題や社会全体でのいじめ防止への意識を高めるため、このような取組の必要があるのではないかなど、忌憚のないご意見をいただければと思います。法務局の取組について、伊藤委員からお願いいたします。

○伊藤委員（仙台法務局）

ご紹介いただきました仙台法務局人権擁護部第二課の伊藤でございます。法務局では、人権の大切さを広く国民に伝えるという位置付けで活動しております。これまで取り組んできて、今後さらに発展させていく取組の紹介が中心になります。

人権擁護については、人権の考え方を広く皆さんに知ってもらうための「人権啓発」と、個々の人権を具体的に守る「人権救済」と、大きく二つの活動があります。人権啓発については、小学校中学校を中心に「人権教室」というものを十数年開催しています。新型コロナウイルス対応により、ここ2年ぐらいはなかなか開催できなかつたところですが、今年については、学校側からもぜひやって欲しいという話が出てきております。人権擁護委員が学校、教室に出向いて、「人権の大切さ」「思いやりの心を持つ大切さ」を、直接児童生徒たちに話す機会を設けていただいています。

また、昨年度ほど多くはありませんが、今でも様々な相談の中にコロナウイルスに関する話が出てきます。コロナに関する差別偏見について、「それぞれその時々の最新の知見、正しい知識を踏まえて、思いやりを持って人に接してほしい」という考え方を、法務省のホームページに掲載しております。厚労省のホームページにはコロナウイルスに関する最新の知見などが紹介されていますが、そちらを確認すると共に、人権の大切さについてもあわせて考えていただきたいと思います。

いじめ事案を認知する活動としては、これも長年学校にご協力いただいている「SOSミニレター」という取組を行っております。今年も子どもたちの生の声を直接我々人権擁護機関に届けられるように、学校で子どもたち一人一人に手紙の用紙を配布していただいているところです。届く手紙の中には、いじめについての話であったり虐待であったり、そういう生々しい話も出てきます。あまり深刻でないようものは、

「お互いに話し合っ」て」というような助言を回答するだけで終わることもありますけれども、深刻な被害が懸念されるような事案については、学校とも連携をしながら対応してきています。学校関係の皆様方については、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

いじめなどの人権侵害に気づく機会として、「子供の人権110番」というフリーダイヤルによる電話相談の窓口を設けております。こちらについては、毎年、夏休み明けの時期から1週間の強化週間というものを設定しております。今年は、今週末8月26日（金）からの1週間です。通常は朝8時半から夕方5時15分までの相談受付にしていますが、強化週間中は、平日は夜7時まで、土日は朝10時から夕方5時までとしています。夏休み明けの、子どもたちが精神的に不安定になりがちな時期に、何か悩みごとがあったときにすぐ利用していただけるようにということで、全国でこのような取組をしています。毎年、虐待やいじめ事案の相談が寄せられています。周知ポスターなども配布もさせていただいておりますので、ぜひ子どもたちの目にとまるようにしていただければと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。いじめと人権ということに関して、やはり子供たちはその教育を受けなければ、自分の人権が脅かされているという認識がなかなかできないことだと思います。コロナが明けて、できるだけ子供たちに分かりやすく伝えられるような活動を進めていただけると良いと思います。また、私は小児科医ですので、やはり虐待の問題は長年の懸案事項です。声をあげられる年齢のお子さんたちは、ぜひこのようなSOSを出していただけるような形がとればいいのかと思って伺ってありました。ありがとうございます。

続きまして、県警察本部の取組について、高橋委員お願いいたします。

○高橋委員（宮城県警察本部生活安全部少年課）

では簡単にご説明させていただきたいと思います。資料3ページに書いてあるとおりですけれども、警察といたしましては教育現場と連携して、いわゆる事件や報道活動、そういったことに適正に対応しているところであります。特に身体犯、或いは個人の信用及び名誉に関わるような事案、そういったものは事後に影響が及びますので、厳正に対応しているところであります。また取り扱った少年、子供さんの立ち直り支援や、継続補導、あるいは事件の被害者であれば保護対策、そういったものについて

も適正に対応しているところであります。

一つの私見ですけれども、課題ということで下のほうにあげさせていただきました。県警に「少年サポートセンター仙台」というのが設置されておりまして、少年相談、継続補導、立ち直り支援を進めていますが、非常に相談件数が少ないです。特に、少年自身の相談が少ないということで、サポートセンターの存在、設置が周知されていないのかという感じがします。

もう一つは、今各委員の方々から活動のご報告がありました。子供さんの立場からすると、自分が抱えている悩み事について、いろいろな相談窓口があるのだけれども、どこが一番いいのか選択に迷う部分があるのではないかと私自身は思います。従って、それぞれの窓口の得意技といいますか、「我々はこういう相談は非常に自信を持ってやれる」というところが、もう少し子供さんの立場に立つと、はっきり分かったほうがいいのではないかと考え、ここに相談窓口ネットワーク会議的なものがあれば、「こういった相談は〇〇の窓口にいけばいいんだな」ということが具体的に分かると思います。とにかく今後は、少年相談の充実を図っていくことが、非常に重要ではないかと感じております。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。今の「相談窓口ネットワーク会議」というものについても、受け皿がたくさんあっても分かりにくいというご指摘で、今後の課題と思われま。す。ありがとうございます。

引き続きまして、仙台弁護士会の取組について、北島委員からお願いいたします。

○北島委員（仙台弁護士会）

弁護士の北島です。今年度初めてこの会議に弁護士会を呼んでいただいたということで、ありがとうございます。弁護士会からということですが、弁護士はこの会には所属しておりますけれども、それぞれ独立しておりますので、私の発言は必ずしも会全体の発言ではないということは、最初にお含みおきいただきたいと思います。

弁護士会の資料は6ページになります。各種いろいろ委員会があるのですけれども、子供の権利委員会というところではじめ問題について取り組んでおります。子供の権利委員会に所属する委員は他に、児童虐待問題ですとか、少年事件、加害側の少年事件問題などにも取り組んでいる委員会になります。

その中で弁護士会として取り組んでいるものが、ここに記載させていただいたもの

です。「子どもの悩みごと電話相談」ということで、弁護士会のほうでも常時窓口を設けておりますが、なかなか子供さん自身が電話をかけられるような時間ではないということですか、いろいろ使い勝手が良くないというところもあり、我々のほうでも、夏休み明けに特別の窓口を設けたり、相談の件数を把握したりしてやっているところがございます。この相談内容は、いじめだけでなく、親御さんからのご相談がやはり一番多いのですけれども、いじめ、虐待、あとは学校トラブル、少年事件の加害側、被害側ということで、その相談内容は多岐にわたりますし、非常に深刻なもの中には含まれております。弁護士が関わるということになると、通常はもう起きてしまったことに対して関わるという場面が多いので、非常に難しい対応を迫られる場合も多いです。予防と、いじめ自体を止めることに、何とか我々も協力できないかということで、この（資料2の）「①いじめに関する出前授業」に取り組ませていただいております。各学校さんのほうから、多くご依頼いただいております。昨年度ですと50件近くはいじめ防止の出前授業を実施しています。これは生徒さん向けだけではなくて、先生方対象ということでご要望いただくこともございます。これは学校に限るものではありませんので、PTAの活動などでも、こんなことがあるよということで頭に入れていただけると、大変ありがたいと思っております。あとは「③第三者委員会等への委員の派遣」ということで、先ほど久保先生のほうからもお話ありましたとおり、重大事案が発生しましたときに、弁護士会の方から、子供の権利委員会の委員ということで限るわけではないのですけれども、委員を派遣しております。あとは、仙台市のS-K-E-Tにも、2名派遣させていただいているということになっております。

弁護士は、弁護士単体で何かできるということはやはり限られていて、子供さんがいる学校は当然ですし、親御さんとの関わり、PTAの皆さんのご支援、あとは、心理士のみなさんからご意見を伺うこともあります。虐待事案ですと、お医者様のご意見を聞かざるをえないということもございます。警察との関係では、弁護士という加害側というところもあるのですけれども、たとえ少年事件の加害側であっても、その少年の更生ということでは向いている方向がきっと同じであろうと思うところもありますし、逆にその被害者の支援になりますと、それはやはり必要なところだろうと思っております。人権救済という意味では、法務局さんのお考えと通ずるところもあって、それぞれのご協力を仰ぎながら、我々自身も勉強しながらやっていかなければい

けない、と思っているところがございます。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。起きてしまったことの対応がメインというお話でしたが、それにしても各部署で相談できる弁護士さんがいて、会に参加していただくということが非常に重要な点ではないかと感じました。これからもよろしくお願いいたします。

それでは次に、健康福祉局障害福祉部の取組について、西崎委員からお願いいたします。

○西崎委員（仙台市健康福祉局障害福祉部）

障害福祉部の西崎です。（資料2とは）別に資料を用意しておりましたので、資料の8ページをご覧ください。「障害福祉部の取組について」という、裏表の資料でございます。

直接的ないじめ対策というものとは違うかもしれませんが、私どもは、いじめが原因となりうるものとしていたしまして自殺対策、この防止に取り組んでおります。「1. 仙台いのち支えるLINE相談」ということで、こちらは若年層、なかなか小学生の利用頻度は低いかもしれませんが、LINEを活用した相談システムを整備しております。令和2年の12月から開始しております。日・月・祝日、祝翌日の夜間ということで、比較的自殺が発生したりする時間帯に主に開設しております。3年度の実績と4年度の取組は載せておりますけれども、やはり30代以下の若年層が比較的利用率、相談率が高い状況でございます。また、4年度につきましては、若年者層がよくYouTubeをご覧なっていますので、見る際に強制的に何秒か見られるような広告なども掲載しております。

続いて「2. 教職員やPTA向け研修会の実施」ですけれども、いじめの原因となり得る発達障害のあるお子さんへの理解促進ということで、学校の教職員の方、或いはPTAの皆様の研修会にお邪魔して、講師としていろいろな研修を行わせてもらっております。中身につきましては、新任の校長先生方とか教職員の方々を対象に、特別支援教育課さんのご協力などをいただきながら、発達障害を持っていらっしゃるなかなか理解をしていただけないようなお子さんを支援している教職員の方々、そういった方々への支援を行っております。

裏面は主に発達相談支援センター『アーチル』が関わっているものでございますけ

れども、こちらにつきましては主に庁内の関係部局や関係機関との連携ということで、様々な取組を行っております。事務局であります子供未来局さんと、定期的に打ち合わせ、情報共有を通じて様々やっております。コロナ禍におきまして、開催頻度が昨年度は難しかった部分がございますけれども、今年度は、以下のような形で取り組みを進めておまして、今後も連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。全年齢にわたっているということなのかもしれませんが、LINE相談の件数がこのぐらいあるということで、やはり今のツールとしては非常に重要な部分で、そこに注力して何かの窓口を作り、そこから枝分かれするような形になってもいいのかなと伺っておりました。これからの取組としてもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは最後に、児童相談所の取組について中村委員からお願いしたいと思います。

○中村委員（仙台市子供未来局児童相談所）

児童相談所の中村でございます。児童相談所はご承知の通り、1947年に児童福祉法が制定された時に全国に作られた組織で、子供のあらゆる相談を受ける機関ということで定められております。ただ、近年はご承知の通り、虐待対応が中心となっていて、例えば昨年度ですと、全体の新規相談が4,000件以上あった中で、虐待関連の新規相談が1,733件、その前年度が1,253件でしたので、1.何倍かに増加をして、職員も増員はしているんですけども、なかなか手が回らないというところも正直ございます。

ただ、虐待の対応をしていると、これははじめの問題も同じなのかなと思うのですが、けれども、「強きをくじいて弱きをたすく」というわけには簡単にいかない。加害者も助けなきゃいけない、被害者も助けなきゃいけない、加害者も実は弱っているということもありますので、本当に、どのようにその問題をとらえていいのか分からない、だんだん分からなくなっていくということが、私たちの現場ではございます。

今、虐待対応ではよく、「リスクアプローチからソーシャルホームアプローチへ転換しなければならない」ということが言われているんですけども、リスクチェックシートとかでどんどん対象を絞って行って、「この家庭は危ない」とやっていくだけではなくて、社会として弱い家庭、弱くなっていくような家庭をどう支えていくかということを考えなければならない、というふうに言われているそうです。そういったところについて児童相談所も、「虐待って何なんだろう」「いじめってなんだろう

う」というようなことも考えながら、そういった不調が起こったときに、「どこにその問題があるのか」「社会として何をやっていけるのか」ということを考えていかなければならないなと思っております。日々迷いながら取り組んでおります。今日はいろいろ、よろしくお願いいたします。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございました。いじめていた子がいじめられる子になるという、その逆転というのは、常に考えておかななくてはいけない問題だと思います。そういう子たちが、いわゆる弱い家庭の中で育っているという場面が多いと思いますので、そのあたり社会としてどう取り組んでいくかということになると思います。

それでは皆様から一通りご意見を伺いました。これまでの内容について確認したいこと、補足したいことなどございますでしょうか。もう一言ぐらいお話したかった、言い忘れた、などということがございましたらここで。

特にないようですね。

ここまで皆様に一通りご発言いただきましたが、今から少し議論を深めたいと思います。「社会教育や家庭教育について保護者として学ぶということの大切さ」とか、「子供たちが家庭の中でのびのび育つことの必要性」などのお話があったかと思いません。子供たちの成長には発達に応じた人間関係の中から学ぶことが多い反面、いじめ被害を防ぐことも不可欠です。そのためには子供の自己有用感を高めたり、自分は大切にされている存在だと子供自身が実感したりする中から、いじめに気持ちが向かないようにすることも大切だと思います。いじめの未然防止に資する教育のために学校教育のみならず、家庭教育、ひいては社会全体のできることもあるかと思えます。それぞれの立場で取り組んでいることなどありましたら、さらにご紹介をお願いしたいと思います。

引き続きになりますが、心理的なアプローチということで、できましたら久保委員のほうからもう一押しお話しただけるとありがたいです。ご経験を踏まえた事例なども、もしよろしければ。

○久保委員（宮城県臨床心理士会）

ありがとうございます。先程、私の話の中で、いじめ認知件数の減少がなかなか期待できないというふうな表現で申し上げさせていただいたのですが、先生方ご存知かと思えますけれども、昨年度につきましてはコロナの影響があって認知件数が全国的に

減っております。それ以前を見ますと、いじめ防止対策推進法施行以降は、どんどん認知件数が上がっているところがございます。それについていろいろな解釈がされていますけれども、一つの解釈としては、いじめというものがちゃんと世間一般に認知されて、スルーするのではなくきちんと一件一件に、特に学校現場の先生方が丁寧に関わっていただいている中でカウントされてきていますので、その結果として、いじめ認知件数が増加しているという結果です。そういった意味では、必ずしもこの認知件数の増加というのが残念なものではなくて、むしろ丁寧に、全国の先生方、学校で向き合っている結果として伸びてきているのだ、というのが一般的な解釈だと思いますし、私自身もそのとおりであると考えております。いじめ認知件数の増加自体が残念なことではないと思いますが、そういった意味で「いじめをゼロにする」というよりは「見逃しをゼロにする」というほうが、より望ましいやり方なのかなと思います。また、そもそものいじめの定義から考えますと、いじめを受けたとされる子が傷ついたらそれは全部いじめになりますので、そういった意味で全部カウントしていきますと、いじめがゼロになるということはあるかないか、というのは個人的な見解です。

そういった意味では、いじめをゼロにするというよりは「見逃しゼロ」とか、「いざ自分が嫌な気持ちになったら、きちんとそれを誰かに相談できる」ということのほうがより現実的だし、むしろ子供たちに身に付けてもらいたい力です。「困ったら誰かに相談するんだよ」とか、「1人で抱えるのではなくて、信頼できる大人に相談するんだよ」ということですね。そういうことが大切なアプローチだと思いますし、今日配っていただいた、いじめ対策推進のファイルの中にも「子供の本音に気づいていますか」ということで掲載がありますが、やはり子供としては大事にしたいくないですし、特に親御さんに心配かけたくないのだから「なんでもない」と言ったり、隠したりすることが多いです。そういったところに一步踏み込んで、いじめという言葉を使わずともいいのですが、少し最近心配だということがあれば、親御さんもそうですが、学校の先生方、あるいは我々含めて第三者、あるいはいろいろな形で支援にあたっている大人が子供たちに興味関心を持つといいですか、いじめかどうかは置いておいたとしても「最近学校生活どうかな」と声を掛けられるような、そういったチャンスがたくさんあることが大切なのではないかと、個人的には感じております。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。やはりいじめという認識を、いじめられている本人が最初

持たないということはよくあるのではないかと思います。本人が認識する前に周りで見つけてあげるとも確かに重要なポイントで、認知件数が増えることは、そういうことでも全然問題ないということでお話いただきました。本人が分かっていないけれども、周りで気が付いてあげた時に、それを本人に伝えたほうがよいのか、気が付いた周りが、先に大人へアプローチした方がよいのか、申し訳ありません、質問になってしまいました。

○久保委員（宮城県臨床心理士会）

私自身、いじめ相談の現場であるS-KETにも関わっておりますけれども、そこで関わったり、見聞きしたりする事例の中では、本人が声をあげられれば一番いいのですけれども、やはり先程申し上げた「大事にしたくない」とか「親に心配かけたくない」という思いもあって、なかなか本人が声を上げにくいものが割と多いように思います。それよりは、周りで見ている子の中で「ちょっと心配だぞ」とか「あの子最近かわいそうだな」と思う子たちが、ある一定数、少ないのですけれどもいまして、その子たちが担任の先生とか、スクールカウンセラーとかに相談してくれるほうが、少しハードルが低いのかと思います。むしろ「周りの子たちをいかに動かすか」といいますか、気付いて動いてもらうというほうにアプローチしていくのも大切かと思っております。

○森川会長（仙台市医師会）

はい、よくわかりました。第三者的などころを動かすためには、日頃からの子供たちの教育が必要だということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、保護者の立場からということで、もう一度PTA協議会の皆様からいかがでしょうか。高城副会長とか、山口委員とか、付け足すことがあれば。

○高城副会長（仙台市PTA協議会）

今、久保先生もおっしゃっていたように、いち早く子供の変化に気づくこと、周りの大人が気づくことがやはり重要だと思いますので、そのためにも日頃からの地域の方とのつながりですとか、学校の先生方と保護者がつながりを強く持って、何か変化があったときにいち早く対応できるようにしていくのが大切かと思っております。

保護者以外には、子供たちが何か困ったときなどに、親に迷惑をかけるから話せないというときも、第三者の大人がいることで、声をあげる場所が親以外にもあったら、声をあげやすいのかと考えます。そのためにも、地域とのつながり、学校のつながり

を増やして、安心する場所を増やしてあげられたらいいと、日々思っております。

いろいろないじめ、様々な事案があると思うので、親としてどういった事案があって、どういうことが起きているのかというのも、起こったときに「まさかうちの子が」という思いを持たないように、情報を共有していきながら、対応していけるように構えていけたらいいと思います。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。山口委員、いかがでしょうか。

○山口委員（仙台市PTA協議会）

皆様のお話を伺いまして、様々な団体でいろいろな受け皿、窓口を提供してくださっているというところに非常に安心感を得て、ありがたいという思いで拝聴しておりました。ただ、先程のお話にもありましたが、窓口がたくさんあり過ぎると、どこにいったらいいのか分からないというのものもあるかと思えます。

他に、LINEですとか、YouTubeなどを活用するというのも、子供たちにとっては非常にハードルが下がるのかとも感じていました。今の子供たちにとって、電話はハードルがすごく高いように思っています、家に固定電話がないお宅なども増えてきていますから、そもそも「電話ってどうやって掛けたらたらないの？」というお子さんもいたりしますよね。ですので、そういったトレーニングと申しますか、例えば防災に関して避難訓練、「こういう時にはこうしよう」というトレーニングをやるような感じで、「困ったときの相談の仕方」のような、そういうトレーニングみたいなことをする機会を作ってもいいのではないかと常々思っています。

○森川会長（仙台市医師会）

貴重なご意見ありがとうございます。窓口がたくさんあっていい面も確かにあると思うんですね。いろいろなところでアクセスできる場所がたくさんあったほうがいいかもしれないですが、それぞれの得意分野があると思いますので、ネットワークにして全体で対応する、それぞれのところで相談を受けたことを共有して、いち早く助けをあげる手だてが見つかるようにする、ということが重要なのかなと思います。LINEの活用なども、今の子どもたちはゲーム機からつながっていたりすることもあると思うのですが、そういうようなことも含めて、大人が目線だけじゃなくて、子供から発信する時にどういう形がいいのか、どんどん進んでいるこのデジタル化の世の中で、どういうふうに大人も対応していくかということが非常に重要なのかなと感

じました。ありがとうございます。

いじめの対応においては、早期発見、早期対応で子供のいじめ被害の防止を図ることだけでなく、いじめの未然防止も大切だと思います。私たち大人が、それぞれの視点を大切にしながら子供たちを見守り、支えていくことができると考えております。

忌憚のないご意見、それぞれの立場からの貴重なお話をいただきました。仙台市の宝である子供たちを取り巻く我々大人が、ともに連携を図りながら、いじめの防止等の取組を確実に推進していくための機会になったのではないのでしょうか。

今後それぞれの団体が本日の議論を意識しながら、それぞれの取組を推し進めることで、より一層有効ないじめ防止の取組を推進していけるものと期待しております。それぞれの委員の方々にご質問などがもしあれば。大丈夫でしょうか。

(3) 【事務局提案】いじめ防止啓発に係る新たな取組について

○森川会長（仙台市医師会）

それでは、「(3) いじめ防止啓発に係る新たな取組について」ということで、事務局のほうからのご説明になりますでしょうか。それではよろしく願いいたします。

○いじめ対策推進担当課長

それでは「資料3. いじめ防止啓発に係る新たな取組について」をご覧くださいと思います。

仙台市いじめの防止等に関する条例が施行されてから3年経過しております。この間、本協議会におきましても、各関係機関や団体様との連携のもと、いじめ防止等のための対策について協議、推進して参りました。本日こちらの提案につきましては、市民への一層の啓発を今後も進めていくために、この協議会メンバーの関係機関、団体様と一緒にいじめ防止啓発を何か行えないかといった思いから、初めてご提案させていただくものでございます。

より多くの市民の皆様「社会全体で子供たちをいじめから守る」という意識を啓発し、関心を深めていただくことを目的に、皆様のご協力をいただきながら、積極的にアピールしたいと考えてございます。

活動内容のイメージを記載してございますけれども、一つ目には、例えば仙台駅前など、人の流れが多いところで、例えば、メッセージの入ったポケットティッシュなど、そういった啓発物を配布しながら、また、のぼり旗やたすきを用いながらPRを行っていく、そういった街頭での活動、キャンペーンなどを考えてございます。

それからもう一つは、昨今のコロナ禍の影響なども考慮いたしまして、各機関団体様でお持ちのホームページなどがあるかと思うのですが、例えばそういったところで、いじめ防止きずなキャンペーンが行われる、例えば11月の期間に、何か同じ内容のメッセージですとか、取組を紹介するものをホームページに掲載する、また、相互にリンクなどの設定をさせていただいて、見ていただく方への相乗効果を図っていく、そういった共通コンテンツの活用といったようなことができないかと考えております。

本日は、私どもが考えましたイメージへのご意見ですとか、あるいは、これらにこだわらずに、委員の皆様にも何かアイディア等ございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、本日のご意見などを踏まえまして、さらに事務局でも検討した上で、必要な財源が確保できた場合には、来年度のこの協議会の中で、細かい実施概要などをご説明させていただき、実施に関しましては、来年度になります、令和5年のいじめ防止きずなキャンペーンの開催月の11月に実施を目指し進めて参りたいと考えてございます。

ご議論のほど、どうぞよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○森川会長（仙台市医師会）

活動例として街頭活動や共通コンテンツの活用というご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。今日のお話の中で何となく見えてきたのが、「連携の強化」というところも一つ挙げられますし、あとやはり「受け皿の問題」ですね、そこが大きいような気がします。街頭活動のような周知というのも非常に重要だと思いますし、その周知の形として街頭活動がいいのかどうか、何かもう少し、ご検討いただくところがあるのではないかと思います、皆様いかがでしょうか。

子供たちのいじめ問題は、自分が子供の頃から委員の皆さんも育ってきている中で、見たことがないことではないですよ。少なからず、どこかで経験してきていることがあると思います。

今までのお話の中で、皆さんのご経験も踏まえて、さらにこの「防止」「啓発」ということに関して、仙台市のこの取組について、皆さんからもう一歩進み込んだご意見、具体的なことが、もしおありでしたらいかがでしょうか。

○高城副会長（仙台市PTA協議会）

人流が多い場所でPRなどしていただくのであれば、保護者や子供たちが多く集ま

るような場所でPRをしていただくのが、効果的なのではないかと思います。宣伝をするわけではないですけど、毎年11月に市民広場で「PTAフェスティバル」を行っておりまして、例年ご参加もいただいていますけれどもそれ、その際そちらでPR活動をしていただければいいかなど。たくさんの子供たちに、このような活動をしていただくことが届けばいいなと思いますので、そのようにしていただけたらと思います。

○高橋委員（宮城県警察本部生活安全部少年課）

一つよろしいですか。

○森川会長（仙台市医師会）

はい、お願いします。

○高橋委員（宮城県警察本部生活安全部少年課）

いろいろな本、書籍でも指摘されているところなのですが、国語力がちょっと落ちてきているところが、よく指摘されていますよね。加害者であれ被害者であれ、自分はこういう点が嫌なのでやめて欲しいとか、自分が嫌なことがはっきりと相手に伝わらなくなってきているのではないかと。子供さん方のいろいろな事件を通じて見ると、主語がよく分からない、主語がない中でやりとりしていると、どういうことを訴えているのか分からないので、そこで認識の違いが生じると思うんですね。ですので、相談件数が少ないというのも、自分がどういう立場で何が嫌なのかというのを十分に説明できないという部分も少なからずあるのか、というような感じがします。

「自分の思っていることを十分説明しづらい」「説明するのが苦手だ」という子供さんが、感情の行き違いでいろいろないじめと称するものの被害にあうことが多いと思います。こういった形でやれるか大変だと思うのですが、そういう視点を盛り込んでいただくのも大事なのではないかと思います。

○森川会長（仙台市医師会）

簡単に説明をできるようにする、という意味ですか。

○高橋委員（宮城県警察本部生活安全部少年課）

いや、そういうことではなくて。子供さん達のもめごとや、学校内のいざこざを見ていると、主語が欠落しているやりとりが多いです。例えば「うざい」とか「キモイ」とか、じゃあ何がその人たちの感情を害するような行動なのか、あるいは、キモイっていうのは何を指しているのか、本人もわからない。先程会長もおっしゃいましたが、いろいろな経験をして社会に出ていく中で、相手に不快な思いを与え

ているとすれば、なぜそうなるのだろうかということが、明確に説明されていないと思います。自分も、自分の言葉でそれについてきちんと意見を言えない。そのあたりの感情の行き違いが積もって行って、このような事案に発展していくのかと思います。自分の思っていることを、きちんと表現するということが大事だと思います。そのような部分がきちんと説明できれば、意見の食い違いを解消できる部分があると思います。そういう点も、このような啓発活動の視点に加えていただければ、子どもさんのサイドに立つということになるのかと思います。

○森川会長（仙台市医師会）

分かりました。要するに…、あ、どうぞお願いします。

○早坂委員（仙台市立小学校長会）

小学校の立場から話しますと、ソーシャルスキルというものを、学校で教えなければならぬ時代になってきていると感じます。例えば、遊びに誘われたけどそれを断りたいとき、その断り方でトラブルになることがあります。昔は家庭で教わってきて、自然と身につけてきたことを今は学校で教えなければならぬのです。学校では、ドラえものの「のび太、ジャイアン、しずかちゃん」を引き合いに、のび太だったら、断りたいけど断れないから我慢してストレスを抱える。ジャイアンだと、乱暴な言い方でトラブルが起こる。しずかちゃんみたいに、「ありがとう。でも私は用事があった行けないのよ」と、アサーティブな受け答えをする。そういったソーシャルスキルが、学校現場では、今必要になっています。また、昔だったら『されて嫌なことはしない』という指導が通用しましたが、今は「されて嫌なこと？僕はされて平気だし」ということがあります。ですから、学校で大切だと考えているのは人権感覚です。「つらいと感じるのは人によって違うんだ」ということを、学校では指導しています。いじめという言葉ができるだけ使わないで、こういうことでこの子がつらいと思っていたんだよというように話しています。例えば、朝「おはよう」と肩をポンと叩かれたのが嫌だった、いじめられたということがあったとします。認知一件です。それに対しての聞き取りになるわけです。でも、叩いた子は親愛の情でやった、されたほうは突然だったからびっくりして嫌だった、と。それを一つ一つ教員は、丁寧にお互いから聞き取って、お互いの保護者に連絡をしています。それが今の時代です。ですから子供たちに人との関わり方、どういった言葉、どういった受け答えをすると集団の中でお互いが気持ちよく生活できるか、そういった学びをしていかなければならぬ

と考えています。いじめが悪いのはみんな分かっています。でも、自分がしていることが、相手をそんなふうな気持ちにさせているかどうかまでは気づかないのです。

さて、発行元はそれぞれですけど、学校には多くのちらしやカード等配布物が届きます。担任はきちんと説明していますが、正直、掃除時には落ちていたり、机の中に入ったままになっていたりします。でも、繰り返し繰り返しやっていくと、子供って何となく覚えていくようです。まもらいだーとか、まもりーなとか、S-K-E-Tとか。電話番号も、その時々で、もしかしたらかけるかもしれないので繰り返し繰り返しやっていくということは、必要だと思っています。今、この手にしたファイルはすばらしいなと思いました。毎日これにプリント入れて持ち帰ると毎日目にするし、親御さんも目にします。どうしてもチラシ、カードはそのままだまになってしまふところがあります。このファイルはみんなに配られてるのかしら？ちょっとそこら辺、分からないのですけど。そういったものにも、「いじめにつながるんだよ」だとか、「断り方」だとか、今のいじめの定義、「つらいと思ったらもういじめなんだよ」ということが、書かれていくといいと思います。例えば街頭活動も、文言も工夫して、「自分にとって、いじめというのはこういうものだと思っていたけど、今はそうじゃないんだ」ということが、もっと広く伝わるといいと思います。「嫌だと思ったらいじめなんだ」「俺たちの時代はそうじゃなかったけど、時代が違うんだ」というのが、社会全体にもっと伝わっていくといいというふうに思います。以上です。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、嫌だと思ふことが人によって違ふということも、多様性の一つになると思います。そういうことも教育の中では非常に重要で、そして自分でどう表現していくかという、先程お話いただいたところがポイントになってくると思います。

そのほかいかがでしょうか、今お話がどんどん出てまいりましたけれども。はい、よろしくお願ひします。

○伊藤委員（仙台法務局）

「SOSミニレター」による人権相談などを見ていて、近年特に思ふのは、相談する子どもたちに何らかの発達の遅れのようなものを感じる事案が多くなっているということです。おそらく、教育現場の皆さんの認知としても似たような実感があるのではないかとお願ひしていました。おそらく周囲とうまくコミュニケーションがとれないこと

でトラブルになり、「いじめられた」、「いじめた」という訴えになることが少なからず生じているのではないかと思います。そういったところが、高橋委員がおっしゃっていた、自分のことを上手く言えなくて、というところに通じるものもあるのではないかと思います。また、街頭での啓発を行うのであれば、接する短い時間の中で、例えば、従前からの自分の考えが必ず正しいとは限らない、いろいろな考え方があり、ということの説明するところにアクセスできるような工夫があるのかなと思いました。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。具体的に今のようなお話を、もう少し踏み込んだご意見はいかがでしょうか。

○高橋委員（宮城県警察本部生活安全部少年課）

子どもさんから本当のところを聞かないと、よく分からないと思うんですね。アンケートでも何でもそうだと思うのですが、いじめに関していろいろなアンケートをとっていると思うのですが、今私がお話したような、「なぜ、自分の思っていることを上手く表現できないのか」ということについてアンケートや調査がされた、というのはあまりないと思うのです。先程も言いましたけども、ほとんど主語がない中でやりとりをしているので、さっき早坂先生のほうからもございましたけれども、国語の世界で言えば「行間を読め」というか、「言葉には出ていないけれども、なんとなく話の前提として分かりますよね」という部分がなかなか分からないので、その積み重ねがいろいろな学校内のいざこざにつながっていると思われまます。子供さんが表現する場合に、言葉でうまく調整できないので、何が難しいのかとか、こういうことでやりとりして問題が起きたために話さなくなったとか、無視することにしたなどと、いろいろなものがあります。これからの社会に出て行かれる方々なので、ある程度言葉で調整する、言葉でやりとりをして何が問題になっているのかお話できるようなサイクルにしていかないと、感情に訴えて暴行してみたり、実行性のある行為に及んでしまったりすると思うので、そのあたりを子供たちの目線で考えてあげれば良いのではないかと思います。

○森川会長（仙台市医師会）

はい、非常に難しい点かなと感じる部分もあるのですけれども。というのはやはり、発達障害をお持ちのお子さんたちが言葉で表現できないということは非常に多く見受けられまして、そしてそれは、何とか教育してできるようになるかということ、それは

難しい面があると思います。アーチルなどと連携をとられている、児童相談所の中村委員、何か今のようなところで、表現しにくいような子供たちをどのように拾い上げていくかとか、いかがでしょうか。

○中村委員（仙台市子供未来局児童相談所）

いや、難しいなと思いながら伺っておりました。私ども、例えば一時保護の子供さんが「こんな話をした」とかいうことを、よく会議においてみんなで練るのですが、何度も何度も話を聞いていると、「あ、こういう子なのか」とだんだん分かってくる。最初は、本当に分からないことが多くて。あるいは、虐待通告のお電話をくださる方もお話がどんどん途中で変わっていき、本当は何を悩んでるのか、何がつらいのか、全然違う話になっていたり、本当にこういうのって難しいな、と思いながらお話を伺っていました。

例えば何かキャンペーンをする場合、私どもが考えるのは、「とにかく個別にゆっくり話を聞こう」「子供を一人一人見よう」ということなのかなと思って、皆さんのお話をお聞きしていました。「何は駄目だよ」とか、「何しよう」と言っても、人によって全然違うように取ったりするので、とにかく一人一人の様子を見ながらゆっくり進める。そういったことが、この（事務局から本日配布されたイラスト入りの）フォルダの裏に、とても丁寧に書かれていると思って拝見しておりました。まとまりませんけれども。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。

街頭活動、啓蒙活動は、多様な子供たちのメッセージを拾い上げるために、大人たちが気にしているという事を知らせるという意味でも、子供たちが直接見れるような場所が良いかと思います。

共通コンテンツの活用という点に関しては、いかがでしょうか。

もう少し具体的にご説明いただいてもよいよろしいですか。仙台市のホームページにということですか、それとも各団体の？

○いじめ対策推進担当課長

そうですね。仙台市でも、いじめ防止の特設サイトということで「はじめのいっぽ」というものを開設しておりますけれども、もちろんこれだけではなくて、今日の

資料のほうでもいろいろいただいておりますけども、法務局さんですか、市PTA協議会さんですか、そういったところでもそれぞれ団体、関係機関様のホームページがあるかと思えます。そういったところでは、通常ご自身の取り組みのほうは当然ご紹介されている、情報発信をされていると思うのですけれども、先ほど言ったように、例えば

11月の期間1ヶ月集中をして、何を発信するのか、何をテーマにするのかというのは今の段階では用意はしてない部分は確かにあるんですけども、今、お話があったようなことであれば、特に子供たち、或いは保護者に向けた、何かそういうメッセージですか、その方々に有益な情報を、さらに推し進める形で、自身の情報以外のものも含めて、『オール仙台市』みたいな形で、いじめ防止対策の取組に関して発信をできないかなということを考えてます。

それは、一つのコンテンツを皆さんで同じようにアップするのがいいのか、或いは必要なところは共通にして、あとはそれぞれの各関係機関様の取組なども入れながら何かを作っていくのがいいのか、そういったところも含めてこれからの課題かと思っています。1ヶ月間、様々なホームページ、サイトなどを活用しながら連携しながら発信していくという、一つのテーマで何か行えないかなというところがございます。

○森川会長（仙台市医師会）

はい、わかりました。発信するところの連携についてはよく分かったんですけど、受け皿としての連携の話は、要するにホームページに出て、そこで『相談窓口はこちらへ』と誘導するというようなことでよろしいですか。発信して、それを見た人がどういうふうアプローチしていくか、というところはこの共通コンテンツの活用には入っているのでしょうか。

○いじめ対策推進担当課長

その辺も含めて、実際はこれからというところもありまして、今回そういったツールの活用ができないかということ、一旦お諮りしたいなというところがございます。どういったコンテンツがいいのか、どういうところをターゲットに、どういったものを訴求するのか、というところもお話を聞かせていただければな、というふうにも考えておりました。

○森川会長（仙台市医師会）

それでは、今の点についていかがでしょうか。具体的にツールをお持ちの団体の…。

○高城副会長（仙台市PTA協議会）

今現在も、PTA協議会のホームページにはいじめについて記載があります。ですので、リンクを貼っていただくことは、すぐにでもできます。

○森川会長（仙台市医師会）

弁護士会は、どうですか。

○北島委員（仙台弁護士会）

弁護士会にもホームページがありますので、リンクを貼ることは、いろいろと手続きがありますけれども、技術的には可能だろうと思っています。しかし、事務局のほうの提案で、獲得するその目的は何なのか、というところがちょっとよく分かりませんでした。啓発をして「いじめは良くないことなんだ」「社会全体で子供たちをいじめから守る」ということは必要で、大切なことだというのは当然分かることです。そのメッセージを伝えることが目的なのであれば、それこそYouTubeですとか、そういったところに予算を割いて広報するということのほうが、効率的であろうと思います。そうじゃなくてなぜティッシュを配るのか、のぼり旗を立てるのか、そのところは、今の時代ですので考える必要があるのかなと思います。本当に今、子供たちが悩んでいる、親御さんたちが悩んでいる、本当に困っているところに手が届くような何かに振り分けなくていいのかとか、そういったところがちょっと気になったりはしています。もし、その啓発活動、啓発するのだというところに視点を置くのであれば、メッセージをどんなものにするのか、先程PTA協議会さんのほうからもお話があったとおり、それをどこに配るのか、誰に配るのか、いつ配るのか、誰の手に渡るのか、というところを具体的に考えていただいたほうが、予算の使い道としては有効なのかなと思ったところでした。

すいません、ちょっと話がずれました。

○森川会長（仙台市医師会）

このようにいろいろなご意見をいただいたほうがいいかなと思いますが、少し年齢が高い高校生のほうでのご意見、いかがですか。

○佐藤委員（仙台市立仙台工業高等学校PTA）

高校生ですとスマホを操作することが多いので、共通コンテンツの活用は大変目に付きやすいのではないかと思います。ただ、小・中・高で内容を変えたほうが良いと、

『小学生向け』『中学生向け』『高校生向け』というような感じで、分けて載せたほうが良いと思いました。

また、先程も出ましたように、発達障害の子がいじめに合うリスクが高いというお話がありましたけども、お子さんが少し困っているのではないかという提案を先生からされても、「うちの子は普通です」というような感じで認めたくない親御さんも実際にいるんですね。すみません、私看護師なので、そういう場にも関わってました。小学校など早めに発達障害だと分かれば、その子に合った対処の方法というのがあるので、そういうものを小学校のホームページに載せて、ご相談くださいというような感じにするとか、いろいろ内容を変えたほうが良いのかと思います。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。それでは、高等学校長会の岩井委員からもお願いします。

○岩井委員（仙台市立高等学校長会）

今のお話と関連するかもしれませんが、高校のほうでも4年前から、いわゆる「通級による指導」が全国的にスタートしました。高校でも今皆さんからお話が出ているような、ソーシャルスキルをいかに高めていくか、というところが話題になっております。

特に今お話のあった、発達に特性を抱えている生徒の、そういった部分をどう考えていったらいいのか、高校の場合小中学校と事情が異なるのは、いわゆる通級による指導を単位としてどう扱っていくかという大きな問題があります。指導を始めるに当たっては、佐藤委員のほうからもお話がありましたように、まずは本人と親御さんが特性をちゃんと認めるところがスタートになります。その点がなかなか進まないという現状があって、せっかく制度化されたものの、スタート地点に立つまでのところで課題が多いというのが全国的な傾向です。

お話のあった通級による指導の大切さと必要性をいかに周知するかという意味で、広報活動と啓発活動につなげていただくというのは、非常にいいアイデアだなというふうに思いますので、考えていただけるとありがたいと思います。

○森川会長（仙台市医師会）

ありがとうございます。

そろそろ時間になってまいりましたが、今の活動内容に関して、まず①、②の街頭活動も含め、その周知、啓発を行うということに関しては皆さんご異論ないかなと思

います。

ただ、どのような対象者に、どのような形で、広報活動を行えば、どのようなアウトカムが得られるかというところまで具体的に示して、もう一度考えていけたらと思います。

共通コンテンツの活用として、皆様それぞれのホームページにリンクを貼るのは簡単かと思いますが、その事が何にどのように活かされるのか、共通の受け皿を作ったことで、どのような結果が得られるのかを見越した活動を、皆様のお知恵を拝借しながら行っていけたら良いかと思います。

それでは、今後の更なる課題が見えてまいりました。具体的な実施に向けて課題の解決、検討が必要ではないかと思いますので、事務局のほうで更にご検討いただき、例えば、来年の協議会の場で改めて議論を含め、深めていただくのもいいのではないかと考えております。

それではその他、今この場でもう一度ご発言したいという委員の方々、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

なければ、以上で本日の協議を終了したいと思います。皆様にはそれぞれのお立場から、幅広く忌憚のないご意見をいただき、長時間に渡りいろいろご意見を伺うことができ、本日私も大変勉強になりました。ありがとうございました。

それでは事務局にお返ししたいと思います。

6 閉会